

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年9月まで

私は、結婚後の家計をすべて任されており、各種の請求に対する支払いは私が行っていたので、国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に集金の方に毎月納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料について、一緒に納付していた夫は納付済みで、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である上、申立人が同時に国民年金の加入手続をし、申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで  
私の国民年金保険料は、私の元妻が定期的に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、元妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4027

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年9月まで

私は、昭和38年10月に区役所で夫婦そろって国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に月末に区の出張所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時は納付書による納付が行われていた時期であるにもかかわらず、申立人は納付の都度国民年金手帳に判を押してもらっており、納付書による納付をしたことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年9月まで

私は、昭和38年10月に区役所で夫婦そろって国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は妻が自分の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時は納付書による納付が行われていた時期であるにもかかわらず、申立人の妻は納付の都度国民年金手帳に判を押してもらっており、納付書による納付をしたことはないと説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足と同時に国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料は、私の母が、当時家業の飲食店に来ていた集金人に、店で一緒に働いていた姉と私の三人分を納付していたはずである。申立期間の保険料について、母親と姉は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況を聴取することができないため、申立期間当時の納付状況が不明確である。

また、母親と一緒に保険料を納付していたとされる申立人の姉は、申立期間当時は未納で、申立期間後の昭和49年1月から50年12月にかけて実施された第2回特例納付により申立期間の過半の保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

私は、夫の厚生年金保険の任意継続期間が終了して間もなく、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の加入記録欄には、申立人の任意加入の被保険者資格喪失日が昭和56年6月28日と記載されており、その直下の記入欄には、申立人が61年4月に再度被保険者資格(強制)を取得している旨記載されており、申立人が申立期間に任意加入被保険者であったことは確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和61年4月1日の資格取得は、60年の国民年金法改正により、申立人に新たに強制加入の義務が発生したことによるものであり、制度上、加入日(61年4月1日)以前である申立期間の保険料を遡及して納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4031

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私は、国民年金の加入資格に変更が生じるたびに、区の出張所で必要な手続を行い、国民年金保険料の納付書が届けば必ず納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和61年4月から申立期間の直前まで、厚生年金保険被保険者の妻として第3号被保険者の資格で国民年金に加入していたが、申立人の夫が会社を退職し、平成3年2月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、同日付けで申立人の被保険者種別が第1号被保険者となったことが確認できる。

この記録では、平成5年9月に申立人から行われた種別変更の届出に基づき、同年6月以前にさかのぼって申立期間の被保険者種別が第3号から第1号に変更処理されたことが確認できることから、当該手続が行われる5年9月以前は、申立期間は保険料を納付することを要さない第3号被保険者期間とされており、申立期間当時に区及び社会保険事務所から申立人に対して当該期間分の保険料の納付書は送付されず、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、手続が行われた5年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。